

コロナ禍における解雇・雇止めについて

厚生労働省は、2021年4月7日時点で、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇止めが、見込みも含めて10万人を超えたと発表しました。業種別では、製造業に続いて飲食業で1万人を超えています。

このコロナ禍において、解雇や雇止めはやむを得ないと思える方も多いと思います。しかし、その解雇や雇止めに法律上の問題はないのでしょうか？仮に、やむを得ないとして、その救済策はないのでしょうか？

本セミナーでは、解雇・雇止めの法律上の問題点を考えるとともに、国や県が行っている救済策についても考えてみたいと思います。

セミナーメニュー

- 解雇・雇止めの法律上の問題点
どのような場合に解雇や雇止めが無効となるのか
- 救済策
解雇・雇止めを考える前にどのような救済策があるのか
解雇・雇止めがなされた場合にどのような救済策があるのか

講師

法律事務所八丁堀法律センター 弁護士 くどう ゆうこう 工藤 勇行 氏



■プロフィール

2007年 弁護士登録
弁護士法人渋谷シビック法律事務所勤務
2010年 法律事務所八丁堀法律センター勤務
日本労働弁護団 会員
広島労働弁護団 幹事
2020年 広島弁護士会 副会長

■著書等

「ケーススタディ労働事件の実務」(ぎょうせい)

日時・場所

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のご協力をお願いします。(裏面参照)

会場	日時	場所	定員
広島	令和3年7月15日(木) 13:30~16:00	サテライトキャンパスひろしま「501・502 大講義室」 (広島市中区大手町1-5-3)	30名
福山	令和3年8月10日(火) 13:30~16:00	県民文化センターふくやま「文化交流室」 (福山市東桜町1-21)	

※ 先着順にて受付いたします。定員になり次第、締め切らせていただきます。(会員優先)

申込

別紙の申込書に記入し、メール、FAX、又は郵送してください。

【問合せ先】

広島県労働協会事務局
〒730-8511 広島市中区基町10-52
(広島県商工労働局雇用労働政策課内)
TEL 082-513-3411 FAX 082-222-5521

(別紙)

コロナ禍における解雇・雇止めについて 受講申込書

宛先 広島県商工労働局雇用労働政策課 労働福祉グループ
 F A X. 0 8 2 - 2 2 2 - 5 5 2 1
 メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

※ メールで申し込まれる場合は、表題を「労働協会セミナー申込」として、申込書と同じ内容を記入していただくか、PDF ファイル等を添付してお送りください。

【連絡先等】

企業, 労働組合等の名称			
所在地	〒		
とりまとめ担当者の役職, 氏名			
連絡先	電話		FAX.
	メールアドレス		

【受講希望者】 ※ご記入いただいた個人情報は、広島県及び広島県労働協会の事業案内に限ってのみ使用いたします。

日 時/会 場	出 席 者	
	役 職	氏 名
【広島会場】 7月15日(木) 13:30~16:00		
【福山会場】 8月10日(火) 13:30~16:00		

【新型コロナウイルス感染症防止に関するお願い】

- 当日は、マスク着用のうえ、ご参加をお願いします。
- 会場には消毒液の設置がございます。会場への出入りの際の手指の消毒にご利用ください。
- 当日受付時に、検温の実施をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 当日、ご体調のすぐれない方や発熱のある方につきましては、ご参加を見合わせる等、ご検討をお願いします。

【広島会場】

サテライトキャンパスひろしま
 (広島市中区大手町一丁目5-3)

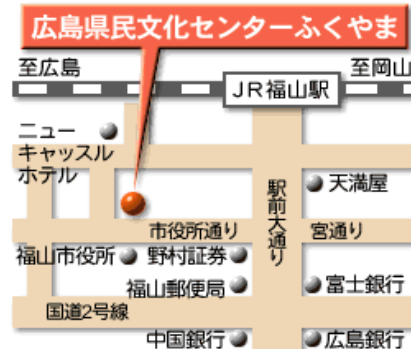


電話 082-258-3131

※県民文化センターの駐車場(180円/30分)がありますが、収容台数が少ないため、お車の来所は極力ご遠慮ください。

【福山会場】

県民文化センターふくやま
 (福山市東桜町1-21 エストパルク)



電話 084-921-9200

※ 駐車場はありません。隣接する駐車場(エストパルク 300円/60分)など近隣の駐車場(有料)をご利用ください。